

## ◆◇長与町住宅性能向上リフォーム支援事業補助金申請の流れ◇◆

【1.申請】⇒【2.決定】⇒【3.工事】⇒【4.完了実績報告】⇒【5.確定】⇒【6.請求】⇒【7.振込】

申請は**事前申請が前提**のため、【1.申請】及び【2.決定】後の【3.工事】しか認められません。

申請後に工事内容の変更がある場合は変更交付申請書(様式第4号)などの提出が必要です。

年度ごとに補助金交付件数に限りがあるので、申請時は注意してください。

### 【1.申請】

#### ・申請時に必要なもの

① 長与町住宅性能向上リフォーム支援事業補助金交付 <b>申請書</b> (様式第1号)
② 補助対象工事費 <b>確認シート</b> (様式第1号別添) ※50万円を超えるように記載
③ 町税 <b>完納証明書</b> (様式第11号) ※機械発行、手書き発行どちらでも可
④ 案内図(ゼンリンの <b>地図</b> など)
⑤ 住宅の所有者と家屋の所在地が確認できるもの( <b>名寄帳、固定資産税納税通知書(課税明細書含む)</b> 、家屋台帳、建物 <b>登記事項証明書などの写し</b> ) ※どれか1つ。申請者と同一であること。
⑥ 着工前の工事箇所の <b>写真</b> ※要件となっている箇所全て
⑦ 補助基準・審査要件を満たすことがわかる <b>図面とカタログ</b>
⑧ 委任状(様式第2号) ※業者などの本人以外が申請に来庁する場合のみ必要
⑨ 居住確約書 ※現在住んでいない場合のみ必要

#### ■主な申請の要件

a. <b>町内に住宅を所有</b> して、その住宅に居住している ※居住確約書でも可
b. <b>県内に本社を有する法人</b> 、または県内に住所を有する <b>個人による施工</b>
c. ②の <b>確認シートで50万円を超える</b> 工事(1ヶ所または1㎡で1単位)
d. <b>増築工事ではない</b> ※部屋の仕切りを変えて広くする工事は可。建物自体を広くするものは不可
e. 住宅以外を住宅にする工事ではない

### 【4.完了実績報告】

・完了実績報告時に必要なもの ※完了後1ヶ月以内の提出。提出後に職員による確認(自宅訪問)あり。

① 長与町住宅性能向上リフォーム支援事業 <b>完了実績報告書</b> (様式第7号)
② <b>施工中及び完了時の写真</b> ( <b>施工中の写真を撮り忘れないよう注意</b> 。スケール等で基準を満たしていることを明確にして撮影。)
③ 工事を行った分の <b>納品書</b> 等( <b>出荷証明書</b> などの本人宅へ納品を行ったことが確認できる書類) ※住所と氏名と商品の明細が記載されていて、納品等の日付が2.決定の後でなければ認められません。
④ 住宅性能向上リフォーム支援事業 <b>利用者アンケートと施工者アンケート</b>

### 【6.請求】

・請求時に必要なもの ※確定後に確定通知と請求書を役場にてお渡しするので、印鑑と口座名義がわかるものを持って役場にて記入。

① ○○年長与町住宅性能向上リフォーム支援事業補助金交付 <b>請求書</b> (様式第10号) ※申請者本人名義の口座を記入。請求日は確定日以降の日付。
--